

平成30年度版大阪府水防計画 改正の概要

○ 平成29年水防法改正を踏まえた改定

- 大規模氾濫減災協議会の設置(第2章第4節) P13
- 要配慮者利用施設の避難確保作成及び避難訓練実施の義務化(第17章第6節)P101
- 予想される水災の危険の周知等(第17章第4節)P100
- 浸水被害軽減地区の指定(第17章第9節)P102、河川協力団体(第1章第2節)P4
- 民間事業者による水防活動の円滑化
(緊急通行(第8章第4節)P86、公用負担・損失補償(第14章第2節)P94、企業との連携(第11章第5節)P91)

○ 平成29年の気象警報・注意報基準の変更等を反映 P25-31

- 大雨警報・洪水警報等を補足する情報についても記述(第5章第1節) P24

○ 土砂災害警戒情報の基準変更に伴う土砂災害警戒準備情報の廃止(平成30年2月8日)P75

- 田尻町の発表対象への追加と合わせて反映(第5章第8節)

○ その他

- 水防訓練(第16章第1節)P96、水防報告(第12章第2節)P92、決壊・漏水等の通報及びその後の処置(第10章)P89について、手引きの修正を反映。